

590

324

アイヌ風俗品陳列目録
皇室博物館



0053460-000

590-324

アイヌ風俗品陳列目録

皇室博物館・編

皇室博物館

昭和5

AIA

590

324

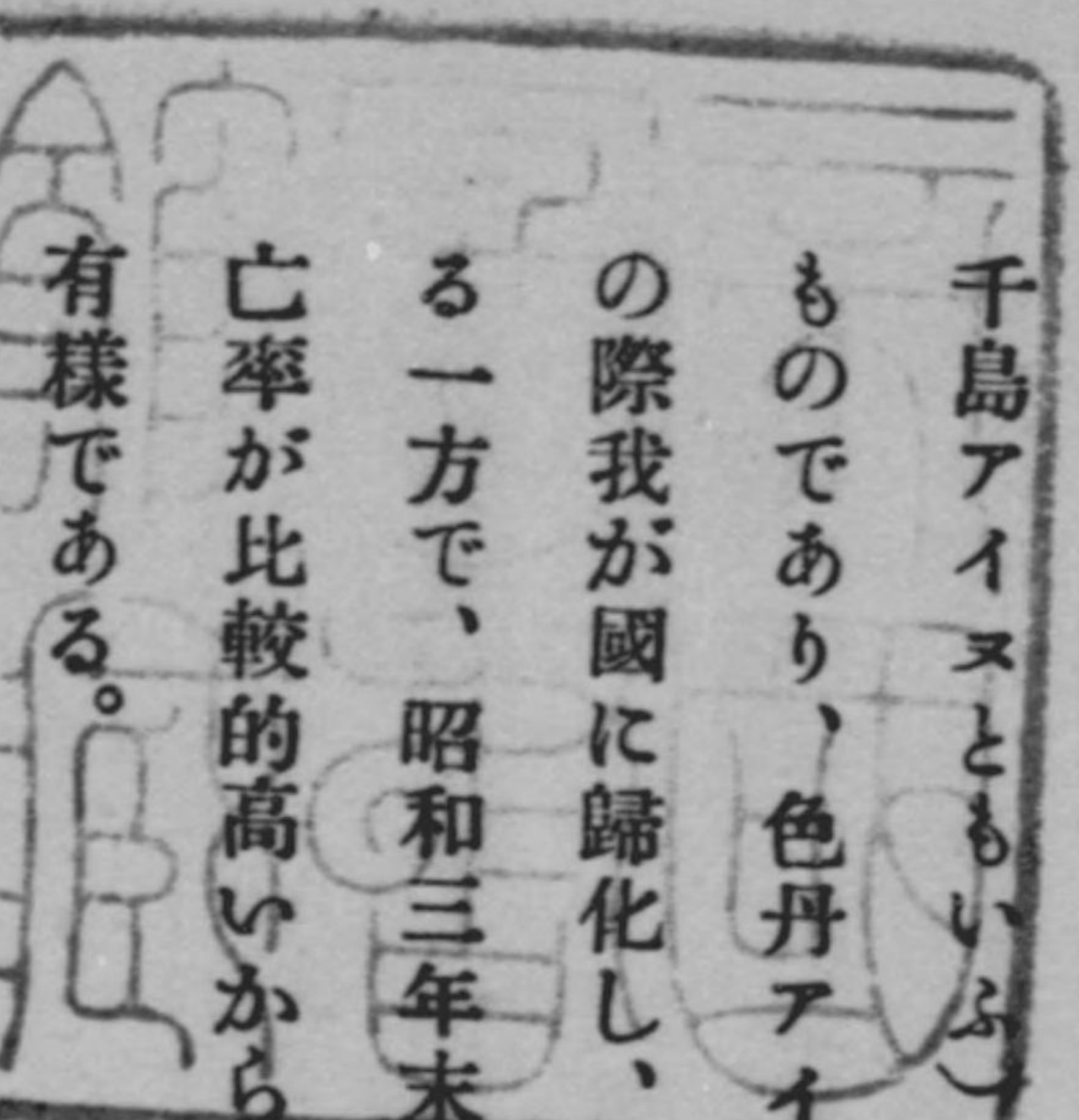
昭和五年七月

アイヌ風俗品陳列目錄

帝室博物館

590-324

アイヌ風俗品陳列目録發行所寄贈本



北海道舊土人は一般に「アイヌ」と稱してゐるが、之を本島アイヌと色丹アイヌシコタン（北千島アイヌともいふ）とに分けられてゐる。本島アイヌは従來北海道本島に居住したものであり、色丹アイヌはもと北千島諸島に散住してゐたが、明治八年千島樺太交換の際我が國に歸化し、明治十七年色丹島に移住したものである。その數は漸次減少する一方で、昭和三年末の調査によれば人口一萬五千二百八人あり、生産率に對して死亡率が比較的高いから、政府では夙に『舊土人保護法』を設けて保護救済をしてゐる有様である。

アイヌ人は文化の程度は低いけれども、神を敬ふの念深く、性質は至つて素樸温順で情誼に篤く、手工に長じてゐる點など、寧ろ太古の民を見るやうな感を起させるものがあり、眞に可憐な同胞である。

茲にアイヌ風俗品の一部を陳列するにあたり、彼等の生活狀態並にその風俗につい



て概略を述べて見よう。

住 家 アイヌ人は主に漁獵をして生計を立てゝゐた。その農耕の業を營むに至つたのは餘程後世のこと、内地人が多く入り込んでから徳川幕府が北邊の防備に心するやうになり、従つて彼等を統治する必要上農具等を與へた以來、農事が一般に普及するやうになつたらしい。それであるから漁獵本位に獲物の多い河海又は湖沼の沿岸や、山近き平地に聚落をつくつて居住してゐた。明治時代になつて舊土人保護法により彼等の生活も保護せられることとなり各地に土人部落が出来た様なわけで、日高・膽振・十勝・釧路の諸國に最も多く其他に散在してゐる數は割合に少いといふ。

在來の住家は所謂堀立小屋^{ホツタテコヤ}で萱又は蘆をもつて葺いた粗末なもので、大抵は南面し東面の壁には必ず窓を設けてある。この窓こそは「イナウ」の通過する窓（イナウ・クシユ・プヤラ）と稱へて最も神聖なところとしてあるから、此處から戶外に妄りに物を棄てたり、又家の中を覗き込んだりしてはならないのである。

出入口は母屋につき足した土間（モセム）にあり、土間には臼杵・農具・漁具・薪等が置

いてある。母屋は長方形で中央に爐を切り、床には蓆^{ふし}を敷く。東窓の近くの壁（東北隅から東）に接して寶物置場をつくり屋内第一の神聖な場處とし、南北の壁に接して細長く一段高い臥床を設け、西南隅には水桶をはじめ家具類の置場をつくり、土間へ續く一部分は敷物を敷かず履物の脱ぎ場としてある。

建物の西端のやゝはなれた屋外に倉庫即ち貯藏所がある。これは床をやゝ高くして鼠害などを防ぐ仕掛になり、熊の檻^{かご}や便所なども其の附近に設けてある。

衣 服 衣服の材料には獸皮・鳥毛皮・魚皮・アツシ等を用ひたが、今日では殆ど和服となり男子には洋服姿のものも多くなり、殊に小學校兒童などは内地人と少しも異つてゐない。

鳥獸の毛皮や魚皮で作られた着物は雪深い酷寒の國にふさはしい防寒の目的を達するもので、手袋や靴の類なども獸皮や魚皮で作つたものを使用してゐる。「一函二函」アツシはオヒョウ（楡）の樹皮の纖維をとり水又は温泉につけて晒したものを紡ぎこれを機械具で織つた布で、これらの仕事はすべて女子がやる。着物が縫上がると背部

袖・襟・裾に縫模様をつけるのであるが、この模様は各部落や男女によつて夫々違つてゐるさうで、一定の下圖をとるわけでもないから何れも作者の個性があらはれて頗るおもしろいものがある。〔二函、三函〕

それから内地人と熊皮や何かと交易して手に入れた絹布や綿布の着物は非常に珍重して彼等の晴着になるのである。殊に陣羽織の如きは寶物として大切にし嚴肅な儀式や祭禮にのみ着用する。〔一函〕

被り物は男女共に風呂敷様の布片に繻を施したものを纏うてゐるが、男子の正装には冠を着用することになつてゐる。

帯はアツシを細長く織つたものに各端に布を縫付け更に繻をしたものを用ひる。たゞ樺太アイヌの女子が使用する帯にはシャマン教の影響を受けたらしく革製の帯に古錢や金屬環その他の金物などを付け、後方にマキリを帯びてゐる。〔三函〕

脚絆は草又はシナ樹の皮で編んだもの、或は盲地木綿に繻を施したものを用ひ、履物は獸皮、鮭皮で造つた靴を用ひるが、普通には跣足のまゝ山野を跋渉して平氣であ

る。

装身具 装身具の主なるものは冠、頸飾、耳環等であるが太刀も時には装身のために佩ぶる場合もある。

冠を用ふる目的は本來頭髮の亂れを正すためであるらしく、男子が饗宴を受ける時や重大な儀式に臨む際に着用するもので、中にはイナウの外に彼等のトーテムとする熊や狐などの頭部を木で模したものをつけたのがある。〔一函〕

頸飾(シトキ)は女子の此の上ない寶器としてゐるもので、山靱玉・練玉・古錢等を紐に通し、その下部には鏡・鐺又は木或は金屬で是等を模したものをつけ、頸から胸部に懸け垂れるものである。〔三函〕

耳環は銅又は錫などで作つた環を耳朶に穴を穿つてかける。これは男女共に行つてゐる。

食物及食器 アイヌ人が好んで食するものは魚肉では鮭・鱒・鮫・鮪・鯨等、獸肉では熊の脂肉・骨髓・鹿の腰骨等で、牛馬は臟腑に至るまで餘すところなく食用に供する。

植物性のものでは海苔・昆布等の海草・諸種の草の嫩葉ワカバや根・百合根・菲ニラ・葱ネギの類を用ひ、又鳥類では山鳥、鴨等何れも野生のものを捕獲して食用に充てる。鳥獸魚肉は或は炙アテり或は煮て食するが、野菜類は肉類と共に煮たるもの、ウバユリや片栗の根などは菓子に作つて食するのである。

又酒は彼等の最も好むところで、粟を用ひて之を醸カモすことは夙くから知られてゐたらしい。而して酒が十分にできると之を神に捧げ其のあとを澤山の客人を招いで饗應する。

是等の食物を調理したり、料理を盛るための器具は多く木製のものを使つてゐる。

鍋の如きも内地人から渡らない時には白樺の樹皮で之を作つて用ひた。今でも柄杓などにはこれで作つたものが残つてゐる。盆・容器・篋等は巧に小刀を以て作り裝飾には獨特の彫刻をやつてゐるのは實に器用である。〔四函〕

酒を盛るには漆器の酒壺があり、高坏臺と酒盃とは何れも漆器の美しいものであつて矢張り寶器の中に數へられてゐる。なほ此の酒を飲むときに必ず用ひられる鬚篋は

食器であると共に宗教的の意味をも持つてゐるところの什器なのである。〔一函・視箱〕

鬚篋ヒゲバシはまた鬚揚篋ヒゲアゲバシとも稱しアイヌ語の「イクバシユイ」即ち「飲酒の箸」の義である。

材料は「オンコ」の木で其の表面には様々の彫刻を施し、多くは素木のまゝであるが中には赤・黒色の漆で塗つたり、更に金箔を捺したのも用ひられてゐる。

彼等が酒を飲む場合には之を右手に持ち、鼻の下に當て、髯を揚げ而して酒盃を口にするから、内地人が斯く呼びなしたものであらう。殊に彼等は元來敬神の念が篤く酒を得れば必ず先づ神に捧げる。その時には祈詞ノットを唱へながら、その尖端を杯に浸して、それより酒を滴らすこととする。従つてこれが大切な祭器となり且寶器として珍重するやうになつた。

なほこの中に「キケウシバシユイ」(削りかけのついた篋)といふのがある。即ち「イナウ」を附けた上に祖先傳來の家紋ともいふべき符號を彫刻し、特に漁獵の神を拜む時に新規に造り、祭式が済むと之を焼却するものとされてゐる。

是等鬚篋の裏面に一種の符號様のものが刻んであるものが少くない。これは多く所

有者の印で、數個別々の印のあるのは賠償ツクナヒとか讓渡とか所有者の異動を意味するものである。〔視箱〕

イナウ アイヌの宗教は所謂多神教で、宇宙の萬物すべてに靈魂が存在するものと信じ、凡そ人にあらざるものは皆神であると思つてゐるから、熊・狐・樹木・火・水等は何れも神と見てゐる。而して神に捧げるイナウは内地でいふ「けづりかけ」と形が似てゐる。即ち柳を主としてミヅキ・ハシドイ・トネリコ等の木をもつて作られる。そのはたらきは天使又は仲介者となつてイナウの靈が人間と諸神との間を往來するものとされてゐて、この風習が古くからあつたことは、諏訪大明神繪詞に「木を削りて幣束の如くにして天に向つて誦呪の禮あり」とあるによつてもわかるのである。

一体イナウは室内では神聖な場所と定まつてゐるところには勿論火水の側に立て、拜むことも多い。屋外では住家の東窓の外部に大小種々のイナウが立てられて垣のやうになつてゐる。中には柳で作つたものに根がついて枝葉の茂つてゐるものに熊や其他の動物の頭骨が懸けられたのを見ることもある。斯くイナウが澤山集められたのを

ヌサと呼ばれてゐる。

イナウの種類は非常に多くて形も各相違のある中で最も大切にされるのはチセコロイナウといつて「一家を守護する神」の意で人の形をなしてゐる、これは屋内の神聖な場處に祀られてゐる。

その他火の神・水の神に捧げるイナウをはじめ惡靈を拂ひ、病氣平癒を祈るためのイナウ等があり、屋外に立てるものには泉の神（ワツカウシカムイ）、漁獵の神（ハシナウ・カムイ）、森や木の神（シラレバ・カムイ）、船の舳につけるイナウ等その種類は甚だ多く、形式も亦夫々異つてゐる。〔一函〕

武器、獵具 アイヌ人の武器といへば弓矢を第一に太刀・小刀等であるけれども、

これは又狩獵の具として使はれたことは言ふまでもない。

弓は「ク」と呼びオンコの木でつくり長さ一・二米餘で弰ハズは鹿角製のものをはめ、中には櫻の皮を巻いたものもある。弦ツルは蔞麻イラグサの纖維を捻ユりたるもの、又は藤蔓センの心を捻り魚油をぬつたものを張る。

矢は「アイ」と稱し（六〇餘厘の長さの篠に鷲や鷹の羽を用ひ、鏃は鐵製、竹や木を削つて作つたものである。附子矢といふのは普通のものと同形を異にし、「とりかぶ」との根より製した毒を松脂で粘着させたもので古來有名なものである。

胡録は矢を盛るもので、樺の皮で作り、その上を櫻皮で巻き、熊の毛皮や其の他の蓋がついてゐる。

飾胡録は木製の扁平なもので、金具を打ちつけた上に彫刻して文様をあらはしてゐる。これは實際矢を盛るものではなく祭壇に飾りつけたり、罪の贖にやりとりしたものである。

太刀（エムシ）は最も貴重な寶器として飾られるものであるが、實際に佩用することも多くその場合にはアツシ織の太刀負でもつて肩より釣つて佩く。太刀の刀身は鈍であるが拵は銀張のものが主であつてそれには毛彫や打出の繊細な文様を表はした所謂蝦夷拵と呼ばれてゐるもので大小一揃のものもある。

山刀（タシロ）は鉞の代用になる實用品である。〔二函〕

小刀 アイヌはその所用の小刀を「マキリ」と呼んでゐるが、これは恐らくは「真切」の意味であらう。彼等はこのをもつて極めて自由自在に細大あらゆる木彫をなす技術を有してゐた。鬚篋はじめ木製器具の彫刻はすべてマキリ一本でやつたところを見ると實に巧妙を極めたものである。即ち紐又は根付を用ひて腰に提げて護身、木工及び彫刻用并裝飾として使用してゐるのであるが、その實用のものは鐵製の鋭利な身を有し、裝飾用には全く之を缺いてゐる。更にこれが神聖視されて神棚にまつられたものは「イコロ」（寶物）と稱して全部木彫である。〔視箱〕

棍棒 アイヌ人はこれをシュトと稱し、質の堅固な木でつくり、形は野球用のバットに似てゐる。尖端近くには多くの槌を彫り、中には鐵輪を嵌めたものもある。これはウカルを行ふとき拷問するために使用する杖である。ウカルといふのは彼等のうちで悪事をする者があれば、他の者やその親族等が相集つてその者を拷問し罪を糺すことである。〔二函〕

漁 具 アイヌ人は魚類のことをチエブといつて鳥獸と共に主要の食物としてゐた

その中でも鮭と鱈とは特に大切なものとされてゐる。而して之をとるには魚槍（マレキ）を用ひるが、これは鉤をつけた長二・四二米位の棒であつて、水中に膝ぎり入りて魚の來るを待つて刺し、又エトロフ島の土人などはラッコを捕るために獨木舟（マルキブネ）に乗つて海上に出でマレキに綱をつけ之を投げて捕へるといふ。

又アママスや鱒を漁るには銛（チニニアブ又はアビニニアブ）を用ひる。それは三米位の木の柄に二つの頭部があり絲で棒についてゐる。その鋒は金屬製の鏃形をなし基部は骨製である。是で魚を刺すと先端部は棒から離れるが糸でつないであるから取逃がすことがない。なほ此の棒の代りに弓で射る矢に銛をしかけたるものもある。

此の外に網を用ひて漁り、ヤスをもつて突刺したりすることもやつてゐる。〔四函〕

寶物 アイヌ人が寶物として珍重するものは内地製の漆器類や古刀劍類であることは曩に述べた通りで、前名はシントコ（美しい品物）といひ後者をトムベ（光り輝くもの）又はイコロ（所有物）と呼んでゐる。シントコは行器、耳盤、湯桶、柄杓、盃臺の類で金蒔繪のあるのを悦ばれ、イコロは太刀をはじめ弓矢等の武器や、寶物に擬

して作られた木刀などをも呼び、其他煙草入の如きものも寶物とされてゐる。

アイヌの銚先はペラウシトミカムイ（篋のついてゐる神）又はキラウウシトミカムイ（角のついてゐる神）といつて、その形狀は我が中古以後の胃の銚形に似てゐる。昔アイヌ人の最も尊重した寶器で戦争の勝利や病氣の平癒を禱るに効驗あらたかなものとして敬ひ崇められた。平素はこれを秘藏して容易に出すことがなかつたので、後には遂に彼等仲間にも忘れられるに至つた。その起原については定説はないが、中古我が武人の用ひた胃の銚形を神靈視した結果、アイヌ人の間に傳はり更に後世模造せられやがてはかゝる寶器となつたものであらうと思ふ。

こゝに陳列したものは大正五年北海道石狩國夕張郡角田村字櫻山の畑地に於て地下五六寸の箇處から七枚重つたまゝ發掘されたものゝ一部で、鐵板の臺に銀金具を綴付けたものである。〔一函〕

煙草入 アイヌは一般に喫煙を好んでゐるが此の風はもと内地人から學んだのであらう。従つて吸煙具の大部分は内地人の手から渡つたものが多いやうである。煙管

の如きも眞鍮製の吸口や雁首のついたものが珍重せられる外に「サビタ」の木で作つたものを用ひてゐる。煙草入と煙管差とは木製で精巧な彫刻を施し、角や牙で作つた根付を添へたりして、これも寶器の一に數へてゐる。若しその所有主が死ぬと屍と共に葬ることもあるが、其の際には全体を破砕して墓内に投込むといふことである。

〔視箱〕

なほアイヌ風俗中重きをなす婦人文身、熊祭及び墓標のことも述べたいのであるが本陳列品には此種の資料を缺いてゐるので省略することにした。

第一函

凡例 番號の頭に*あるもの、外は全部侯爵徳川頼貞氏より寄贈せられたものである

一、陣羽織（三〇八六） 一領

鶺鴒色吳縞製、丈八〇糎、襟廻・前襟・肩筋に錦を縫合はす、前紐付、背に四目菱の紋がある。

*二、上（二七一） 一領

エトピリカ鳥皮製、丈一・八二米、（エトピリカは北海に棲む水鳥である）

三、繻（三〇八三） 一領

紺木綿の袴、丈一・二九糎、無尻袖、背・袖口・裾に刺繻を施す、裏は白木綿をつけてある。

四、冠（三〇九九） 一頭

樹皮を編み外側にイナウを結付け、前方には木製熊の頭を綴付けてある。長四六糎。

五、冠

(三二九九)

一 頭

樹皮を編んで布片をつけ、上部には「ヨウエ」鳥の頭を綴付けて飾り、前方には五本の小さいイナウを挿込む。後部には四本の紐状の總を垂下する。
長五五糎、樺太アイヌ所用。

六、イ

ナ ウ

三 種

(1) タクサイナウ (三一〇二) 一本

長四八糎。

(2) エプシユイナウ (三一〇三) 一本

長四三五糎。

(3) チカツビイナウ (三一〇八) 一本

長七三糎。

*七、アイヌの鍬先

(二七〇九)

四 個

鐵製、裝飾金具は何れも銀製で各多少の相違がある。(1)長四七糎、幅四七糎

八、行

器 (三八六四)

一 個

黒塗、方形、胴部は千段巻で四脚がついてゐる。金具は真鍮に鍍金せるもの
高三六糎。

九、行

器 (三八六五)

一 個

黒塗、圓形、胴部は千段巻にして四脚付、蓋の上部に唐草蒔繪及丸に三ツ引
の定紋をあらはす。高四五糎。

*十、酒

壺 (一三五)

一 個

黒塗、赤緑金泥で松等の蒔繪を施す。長三〇糎、口徑二二糎。

*二、酒

柄 杓 (一三六)

一 本

黒地に赤色の縁をとり松の蒔繪を施す。全長三五糎。

* 三、酒

盃ツキ (一二四)

一組

木製、外面は赤地に黒の三ツ巴三個、内面は金地に黒熊をあらはす。口径一三糎、高七糎。盃臺は赤地に金色三ツ巴及唐草をあらはす。高一〇・三糎、徑一五糎。近藤鎮三氏寄贈

* 三、酒

盃 (一二六)

一組

木製、外面は黒地唐草模様を、内面は赤地に黒の二ツ巴をあらはす。口径一三・三糎、高七・七糎。

盃臺は黒地に赤黄の唐草模様をあらはす。高九糎、徑一六糎。

* 四、鬚ヒゲ

篋バ (一二七)

一本

木製、表面は黒塗で金箔を置き、裏は朱塗、長三三・二糎。

第二函

一五、厚ツ

司シ (三〇八二)

一領

堅縞あるアツシ布製、襟・背・袖口・裾に紺木綿を縫ひつけた上に刺繡を施す。無尻袖。

一六、厚

司 (三〇七八)

一領

堅縞あるアツシ布製、丈一・二〇米、襟・背・袖口・裾に紺木綿を縫ひつけた上に刺繡を施す。無尻袖。

* 一七、厚

司 (二四六)

一領

アツシ布製、丈一・〇六米、襟・袖口・裾に紺木綿及び中形木綿を縫ひつけて刺繡を施す。

一八、靴クツ

(三〇七二)

一足

アザラシ皮製、全長五一糎、底長二三糎。

一九、靴

(三一七四)

一 足

鮭皮製、長四一糎。

二〇、手

袋 (三〇六七)

一 組

アザラシ皮製、木綿に繻をしたものと縫合はす、裏に熊の毛皮をつける。
長二三糎。

二一、弓

(三一六三)

一 張

木製、長一・三米、鹿角製弭^{ハズ}一個添。

* 二二、弓

(二七四五)

一 張

木製、長一・二二米、櫻皮を巻く、弭^{ハズ}角製一個。

* 二三、矢

(二五八)

二 筋

(1) 全長四五・二糎、鏃角製、長一二・五糎、黑羽蝕。

(2) 全長四七・五糎、鏃鐵製、長六・五糎、鷹羽蝕。

* 二四、矢

(二五九)

三 筋

(1) 全長四四糎、鏃鐵製、長九・五糎。

(2) 全長四七糎、鏃角製、一〇・五糎、毒入ヘラ長四・五糎。

(3) 全長五四糎、鏃角製、一三糎、毒入ヘラ長八・五糎。

この(2)、(3)は毒矢として名高い所謂「ブシ矢」であつて毒入ヘラの一部に黒く附着してゐるものは「ブシ」を松脂でつけたものである。

二五、胡

籙^{グヒ} (三〇〇七)

一 個

竹製、外部に櫻皮を巻付く、長五〇糎、蓋樺皮製。

二六、胡

籙^{グヒ} (三〇二三)

一 個

木製、外部に樺皮を巻付く、長五一糎、蓋熊の毛皮製。

二七、飾

胡^{カザリ} 籙^{グヒ} (三〇三五)

一 個

木製、長四八糎、幅口部にて一四・三糎、正面の上部に銅製の圓形(小粒打出し)金具十九個を簞込み、中部以下に文様を彫刻す。

* 二八、蝦夷拵

太刀 (九 四)

二 腰

(1)大、刀身なし、柄銀造、長二三・五糎、牡丹に唐獅の浮彫あり、鍔鍍金、波に千鳥の彫を施す。鞘銀造、長六四・五糎、三巴に櫻の小紋を打出す。鐺に四目菱の紋を附く。

(2)小、刀身なし、全長五五糎、責の間に花菱文を打出す。

* 元、蝦夷拵 太刀 (四〇〇九)

一 腰

身なし、全長六九糎、「柄」長一九・四糎、(柄頭及切刃)金銅梨地石榴文様彫出(長覆輪)金銅製魚子地三ツ巴文四個、(佩表)地金銅製鮫形打出(佩裏)地鮫皮(目貫)金銅製雨龍形二個(責)金銅製、七寶象筭、「鐺」鐵製、木瓜形、獅嚙并龍形透彫。「鞘」長四九糎、佩表地金銅梨地鮫形打出、山鵲彫物三個、佩裏金銅唐草文打出并に鮫皮を張る、(鯉口)金銅製梨地石榴文様彫出(栗形)菊花の座に七寶象筭(長覆輪)魚子地巴文三個(鞆)金銅製、七寶象筭入、(責)五個魚子地、巴文(鐺)金銅製、唐草文彫出。

三、山 刀 (二九八七)

一 腰

拵は素木に彫刻文様を施したるもの、鯉口に鐵を用ふ。全長五〇・五糎、身鐵製、双長二九糎、幅鍔元にて三・六糎。

三、棍 棒 (二九八〇)

一 本

木製、長七〇糎、先端に多くの樋を彫む。

三、棍 棒 (二九八一)

一 本

木製、長七三・二糎、先端に鐵片を革にて卷付けてある。

第三函

三、繡

衣 (三〇八五)

一 領

木綿緋の單衣、丈一・二米、肩及び裾には雙子縞の木綿を、襟・肩・背・裾及袖口の一部には白・紅木綿を縫付け文様をあらはす。

四、繡

衣 (三〇八七)

一 領

背及び裾は紺木綿。胴は木綿更紗、袖は茶色縞木綿をはぎ合せた胴着、丈一・一七米、襟・背・袖口には白及び紅色の木綿を縫付けて文様をあらはし、襟の後部に金糸を以て刺繡をしてあるが缺損が甚し。

—(24)—

* 五、繡

衣 (二〇五)

一 領

辨慶縞木綿、單衣、丈一・一五米、白布及び藍紫色の形染布を配合して刺繡を施す。

六、帯

(三〇九一)

一 筋

* 七、帯

(二〇五)

一 筋

アツシ布製、兩端に紺木綿を縫付け刺繡をしたもの。長二・六米、幅六糎。革製、長九一糎、兩端に眞鍮製帶止付、眞鍮製金具十五個、全製銀三個一連のもの十四個、鐵製環二個付、マキリ一口添。これは樺太アイヌの婦人が用いたもの。

八、負

繩 (三〇九三)

一 本

アツシ布製、全長五・二八米、中央部の幅七・五糎、黒の木綿糸で文様を織出し末端は四條にわかれる。これはアイヌ婦人が荷物を運ぶ際、中央部を額に當て背に物を負ふために使用するものである。

—(25)—

九、頸飾

飾

九 連

- * (1) (二七四六) 玉は陶製并ガラス製、下部に鐵製象箆鐔を附く、全長五八糎。
- (2) (二九〇〇) 玉は陶製并ガラス製、下部に木製銀装の圓鏡形の飾を附く、全長五五糎。

- (3) (二九〇三) 玉はガラス製、下部に銀製圓形の飾を附く、全長四二糎。
- (4) (二九〇一) 玉は陶製、下部に眞鍮製菊・蝶の陰刻ある鐔形の飾を附く、全長五五糎。

- (5) (二九〇六) 玉はガラス製、下部に圓形鐵製巴文打出の飾を附く、全長四九糎。

- (6) (二八九九) 玉は陶製又はガラス製、全長五二糎。

- (7) (二九〇二) 玉はガラス、銅製及び金屬製のもの各一個、全長五六糎。

- (8) (二九〇四) 玉はガラス製、鉛製のもの十二個混ず、全長二六糎。

- (9) (二九〇五) 玉はガラス製、鉛製二個、全長二七糎。

四、機織具

一式

- (1) アツシペラ (二九〇七) 緯絲を十分に緊めるもの。

- (2) ウライニ (缺) 絲束の端を縛る杭。

- (3) ペカオニツ (二九二九) 縦絲を交互に上下せしむるため横に通して用ふる棒。

る棒。

- (4) カマカブ (三九〇五) 縦絲の間へ挿み上の絲と下の絲とに分離せしむるもの。

- (5) アフンカニツ (二九二三) 絲を棒の内端の股へ堅に巻き箴として又杼として用ふるもの。

- (6) ラサ (二九四〇) 縦絲を一筋づゝ通して織るやうに手元の絲筋を整へるもの。

- (7) オシマケクツ (二九二八) 後帯の義で腰のあたり身体の後方にあてゝ織る所のアツシの手元の一端を之に結付けて織出すもの。

- (8) イトマニブ (二九三〇) 織つたアツシを巻いて行く棒。

四、糸

卷

二個

- (1) (三八五〇) 木製、彫刻あり、長一〇・五糎。

- (2) (三八五一) 木製、彫刻あり、長七・五糎。

第四函

*四、蝦夷風俗圖 (二七一八)

六幅

- (1) 女夷子守の圖。
- (2) 女夷仔熊を哺育する圖。
- (3) 海豹アザラシを捕獲する圖。
- (4) 鳥獸を捕ふる圖。
- (5) 松前藩にお目見得する圖。
- (6) 樺太アイヌお目見得の圖。

*四、アイヌ風俗寫真 (三、四)

三枚

- (1) 家屋。
- (2) 男子。
- (3) 男女。

四、盆ボン

二枚

- (1) (三一三二) 木製、彫刻文様あり、長方形。
- (2) (三一七二) 木製、彫刻文様あり、長方形。

罌、木製食器

三個

- * (1) 片口 (二七五二) 木製、長徑四二糎、短徑二八・五糎、深八・五糎。
- (2) 木皿 (三一三〇、三九〇九) 木製、船形、片耳付、黒塗。

罌、酒サケ篋ベラ

二本

- (1) (二九三九) 木製、彫刻文様あり、全長六九糎。
- (2) (二九三八) 木製、彫刻文様あり、全長五八糎。

罌、杓シヤク子シ

三本

- (1) (二九四六) 木製、長五一・五糎、彫刻文様あり。
- (2) (二九四八) 全 長四〇糎、彫刻文様あり。
- (3) (二九四九) 全 長四〇・五糎、彫刻文様あり。

哭、樺皮箱 (三八五八)

一個

哭、漁具

三點

蓋付、長一七糎、幅一三五糎、厚五糎、蓋の上部に文様がある。

* (1) (一三三) 柄木製、長四四糎、鈎鐵製、アツシ繩付。

* (2) (一五〇) 柄長五三糎、鈎木製、鋒鐵製。^{キツサキ}

* (3) (四一四八) 鈎鹿角製、鋒眞鍮製、六個。

視箱

吾、鬚

篋

六十本

キケウシバシユイ (「けづりかけ」のついた篋)、漆を塗りたるもの、自然木の形をそのまま、應用したもの、動物文様あるもの、植物文様あるもの、其の他の文様あるもの。

五、小刀

十二口

(1) (二八七七) 全長二六糎、拵木製彫刻あり。

(2) (二八七六) 全長二九糎、身鐵製、拵木製彫刻あり。

(3) (二九五五) 全長三〇糎、身鐵製、拵木製彫刻、根付添。

(4) (二九五六) 全長二八・五糎、身鐵製、拵木製彫刻、根付添。

(5) (二八八八) 全長二八糎、身鐵製、拵木製彫刻、根付添。

* (6) (二七四三) 全長二八糎、身なし、拵木製彫刻、根付添。

(7) (二八七三) 全長二五・三糎、拵木製、櫻皮を巻く。

(8) (二八七一) 全長二三糎、身鐵製、拵木製彫刻、根付添。

* (9) (二七四一) 全長三四・一糎、身鐵製、拵木製彫刻あり。

(10) (二八八九) 全長二九糎、身なし、拵木製、角の飾あり、根付添。

(11) (二八七五) 全長二二・五糎、木製彫刻あり、櫻皮を巻く。

(12) (三一九五) 全長三七糎、身鐵製、拵木製、紐に眞鍮金具付、(樺太土人所用)

五、煙草入

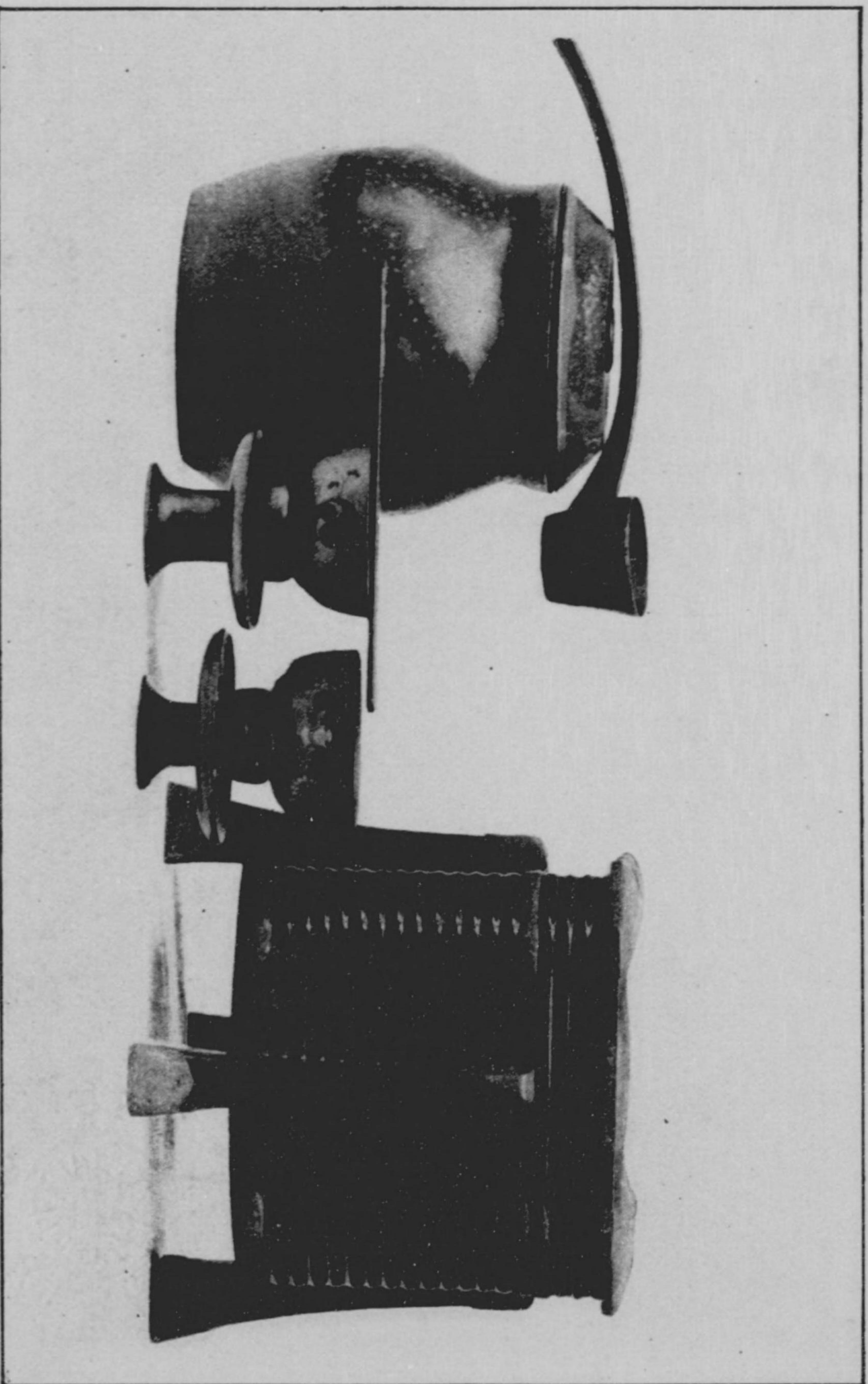
七個

- * (1) (二七四四) 木製、彫刻、煙管付、角製根付添。
- (2) (二九六四) 木製、彫刻。
- (3) (二九六三) 木製、彫刻、骨製根付添。
- (4) (二九六七) 木製、彫刻。
- (5) (二九六二) 木製、彫刻。
- (6) (三二二四) 木製、煙管筒竹製、角製飾付、角製根付添。
- (7) (三二二五) 木製、煙管筒木製、彫刻。
- * (8) 煙管(四九) 木製、長三〇・三糎。

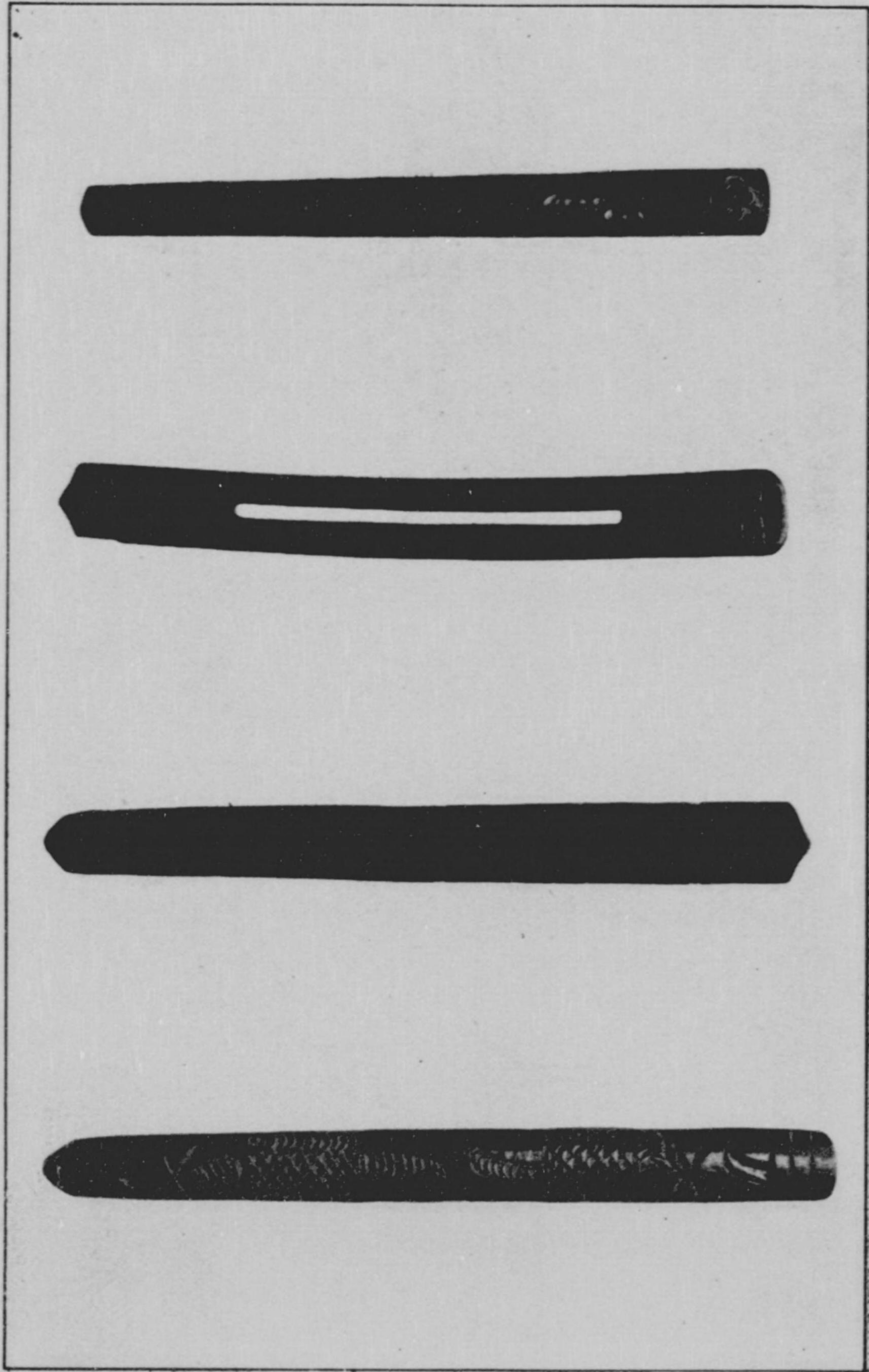


第一圖
版 アイヌの鍬先
北海道石狩國夕張郡角田村字櫻山發掘

版圖二第

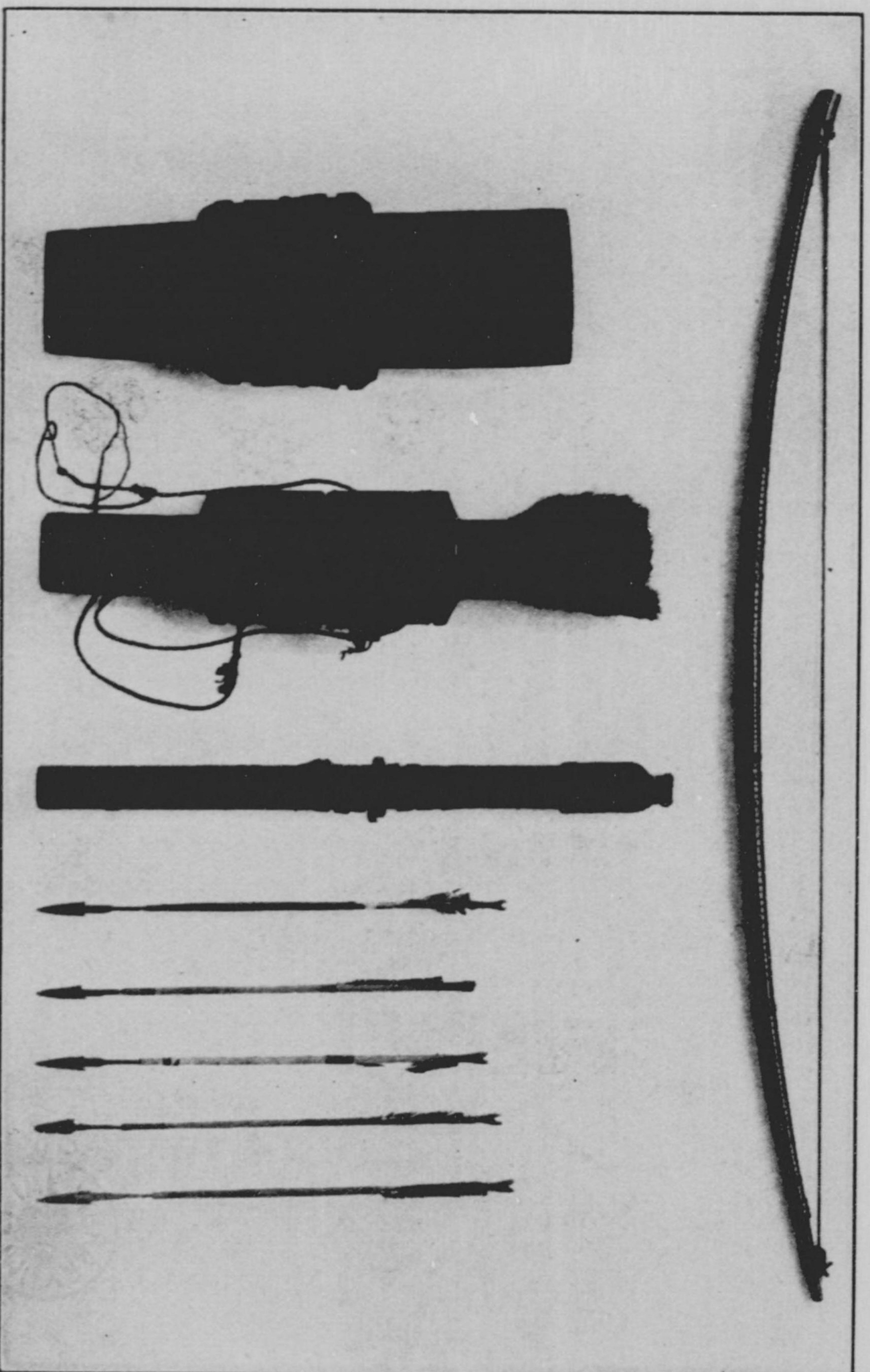


行 器 酒 盃 鬮 壺 酒 杓



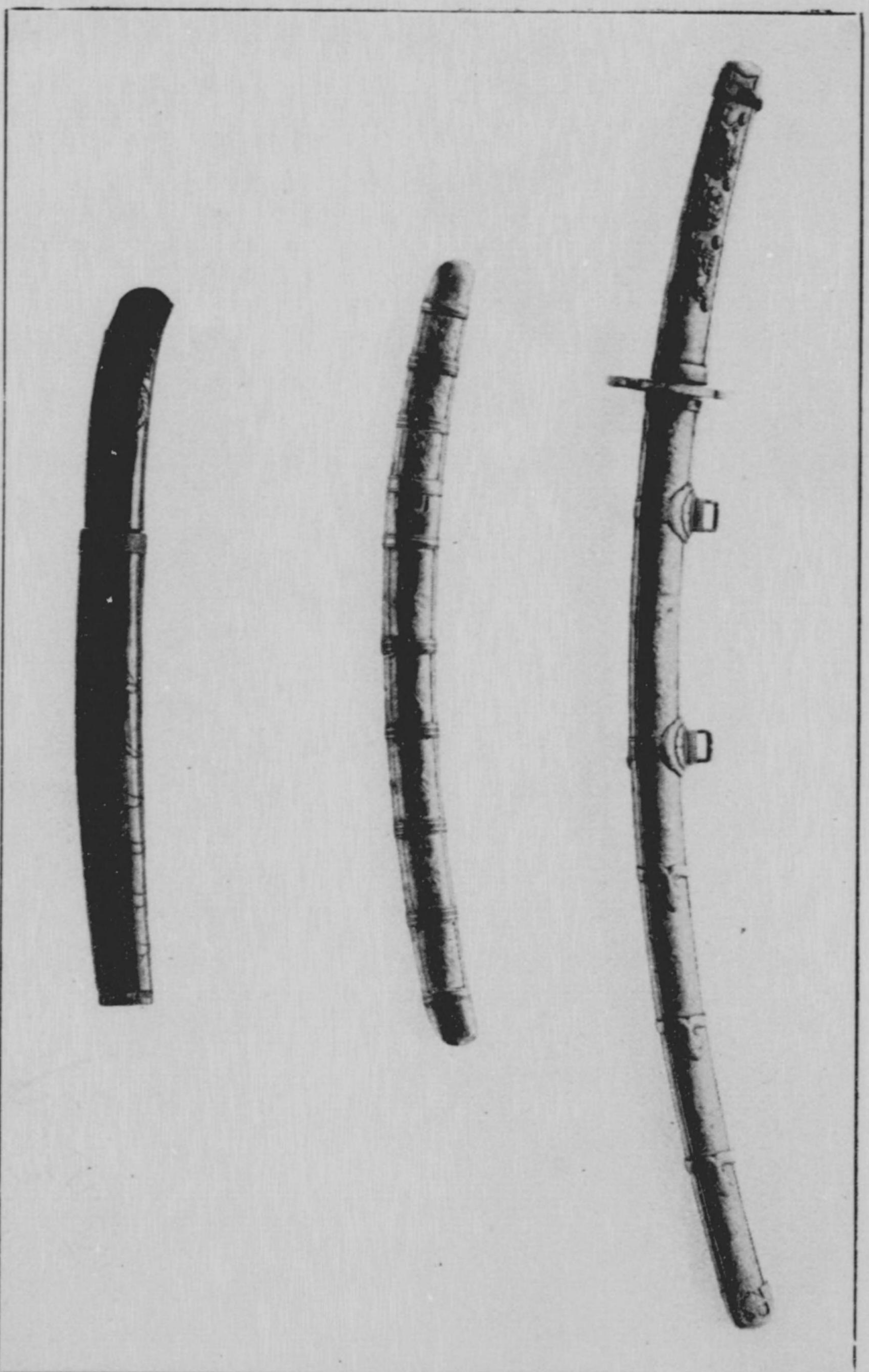
第三圖版
鬚
篋

版圖第四
弓



錄胡飾
錄胡
矢

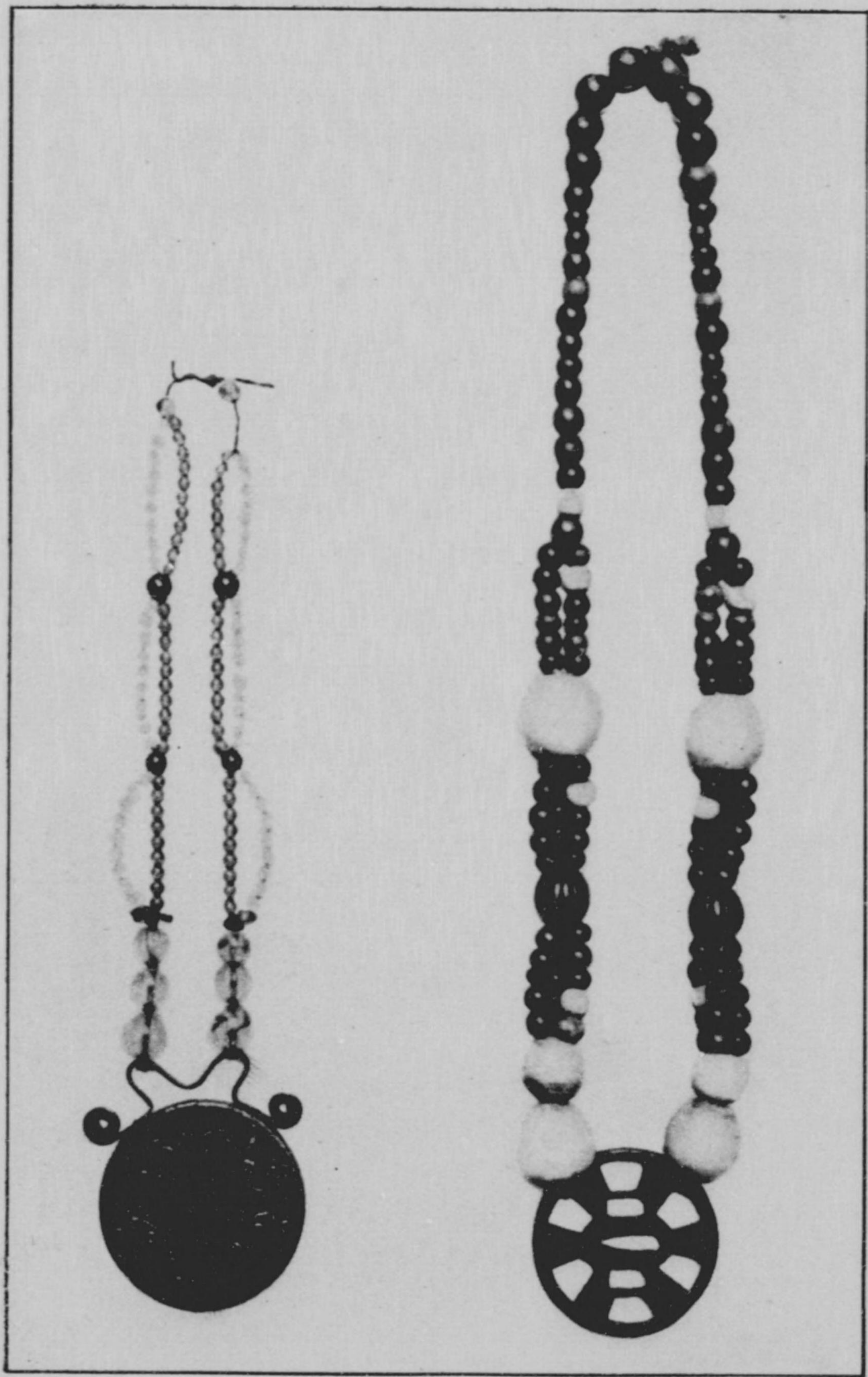
版圖五第



刀山

刀太拵夷蝦

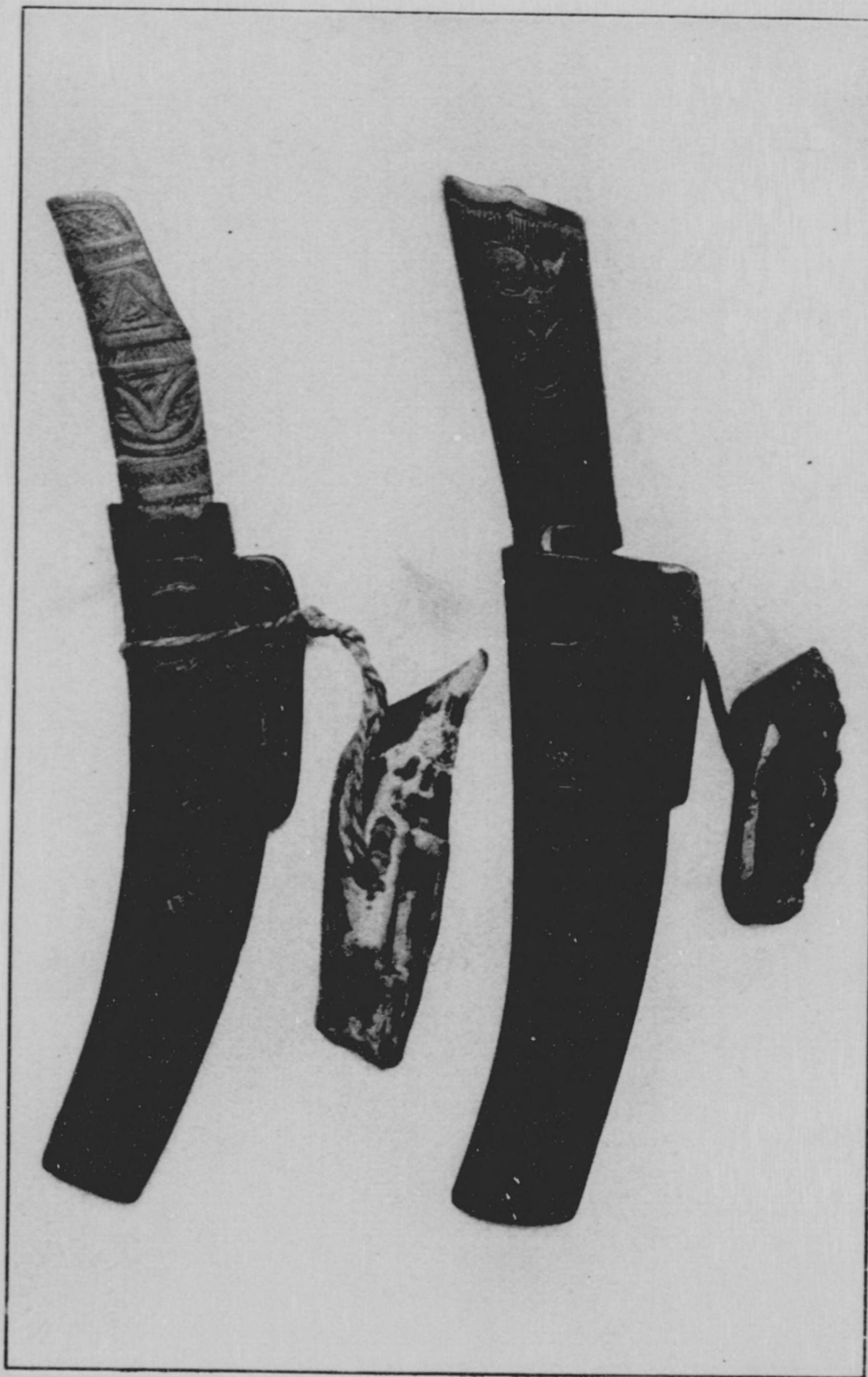
第六圖版 頸飾



(一)

(二)

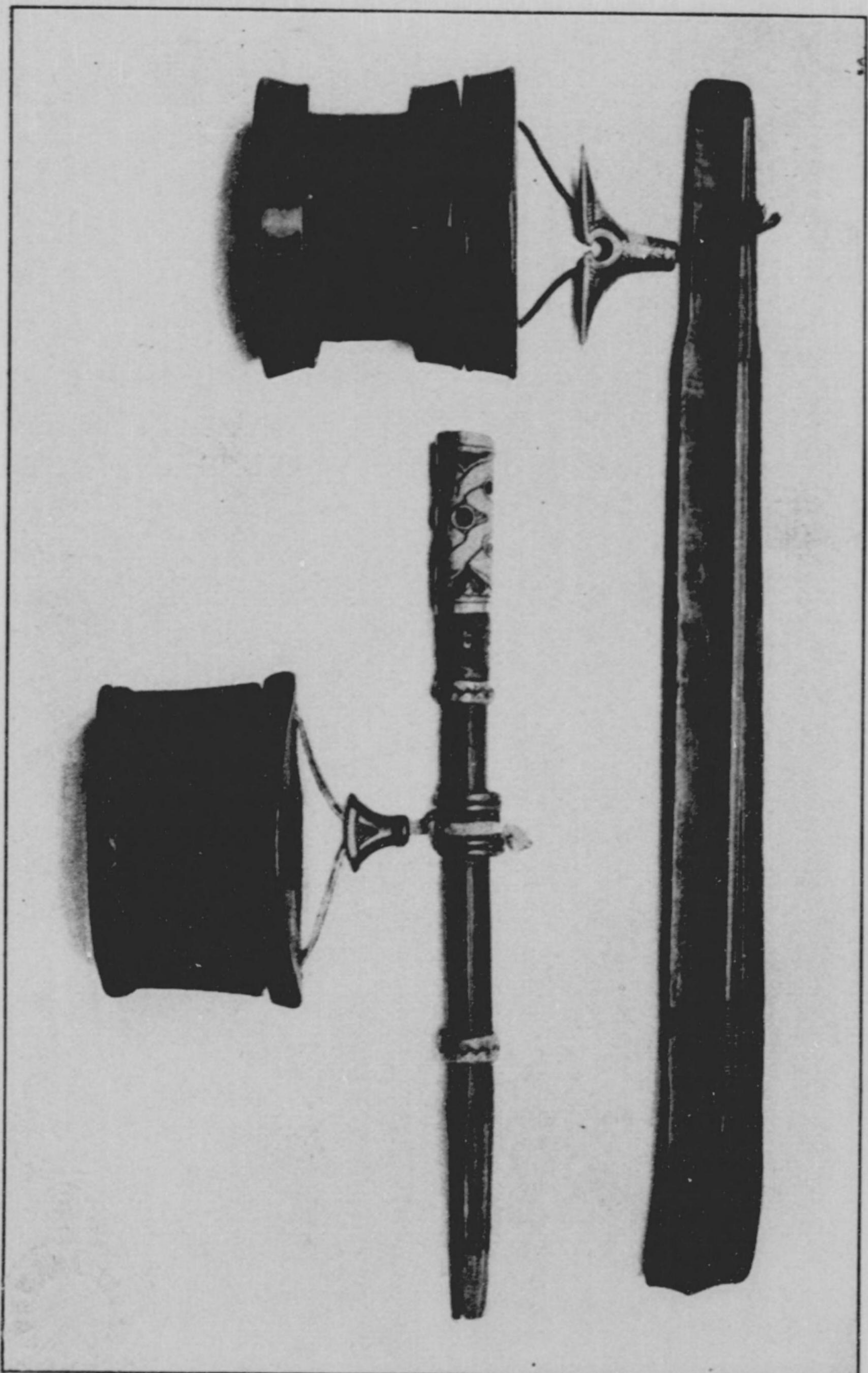
第七圖版 小刀



(二)

(一)

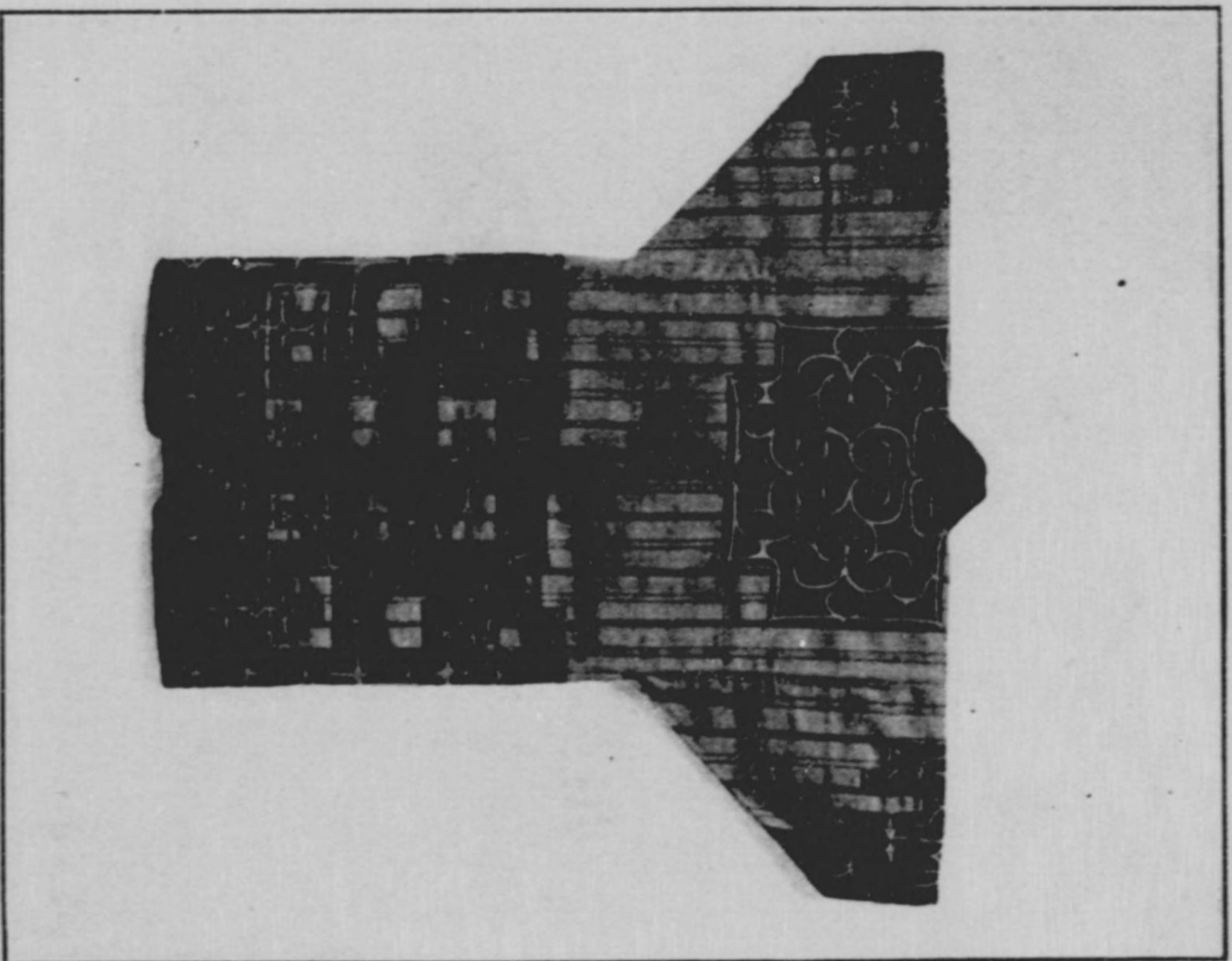
第八草圖版八



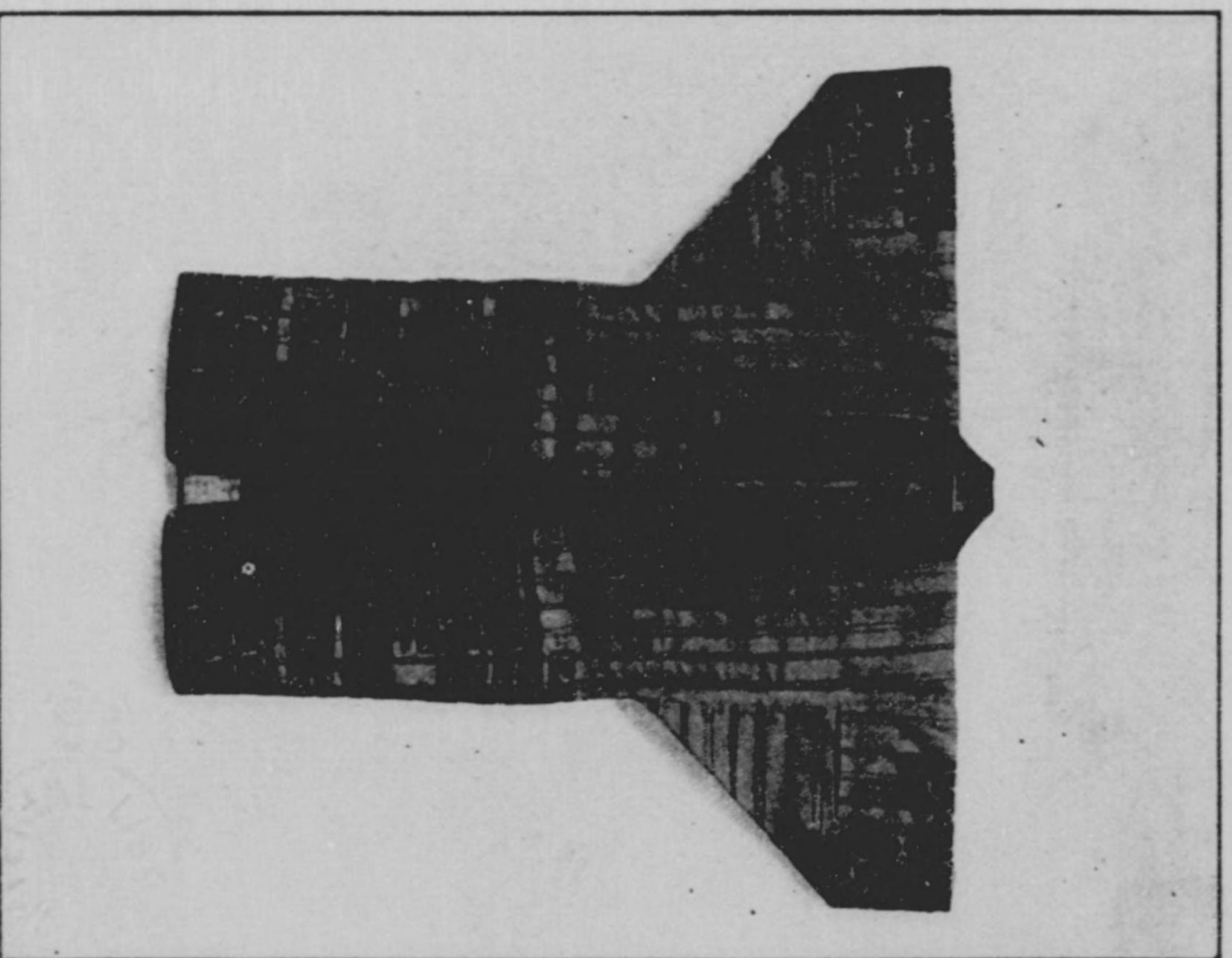
(一)

(二)

厚 第 九 圖 版 司

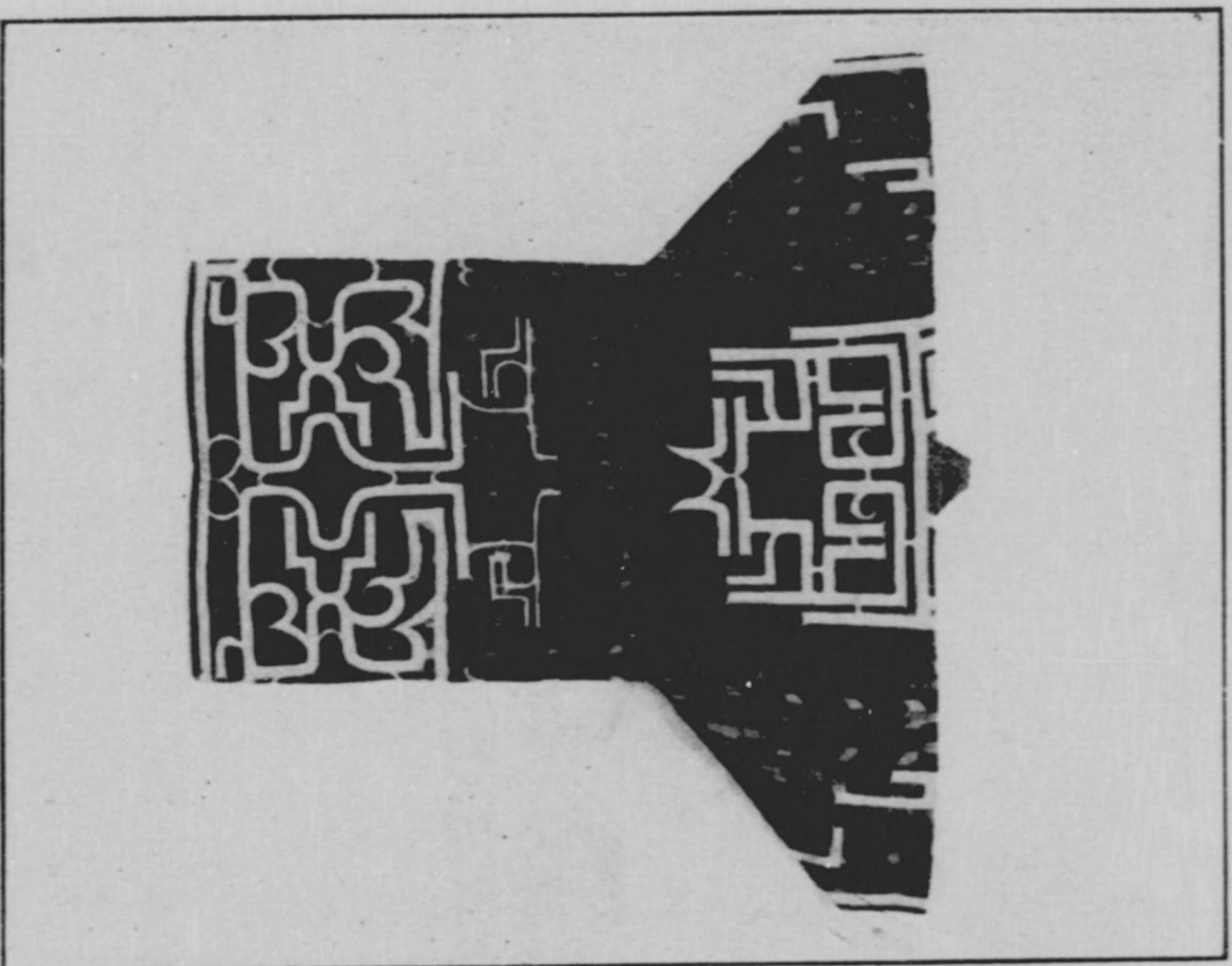


(後)

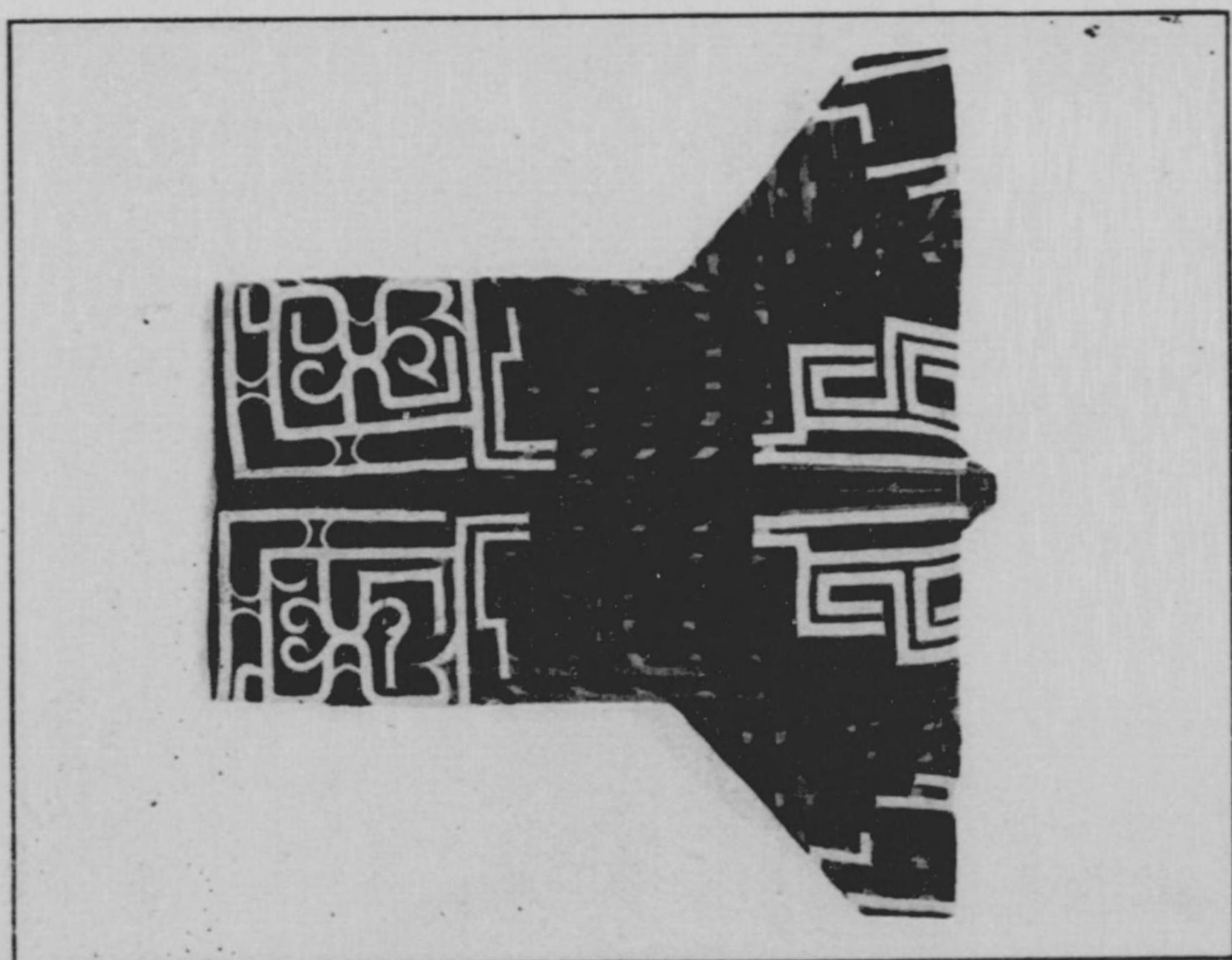


(前)

第十版
衣 袖

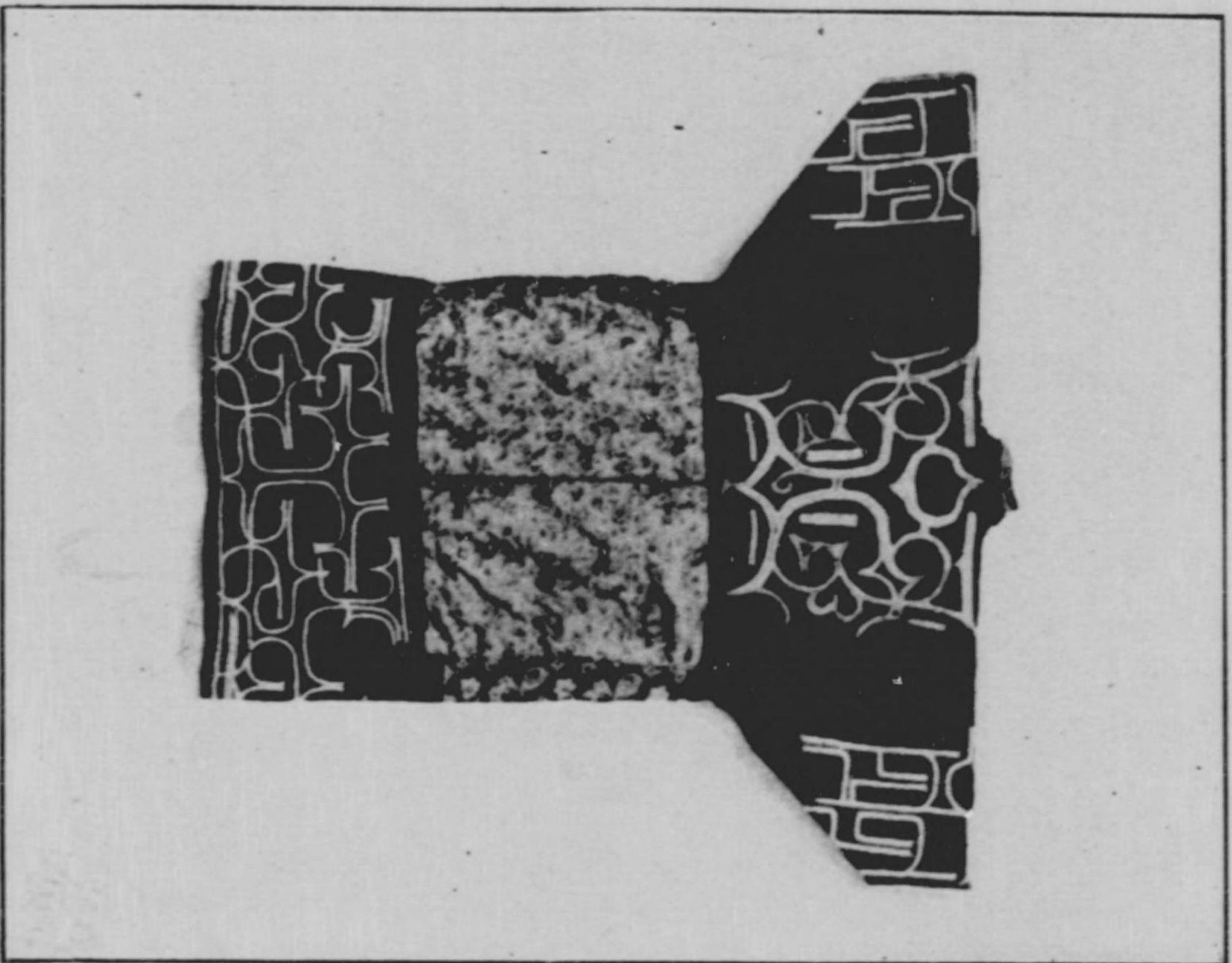


(後)



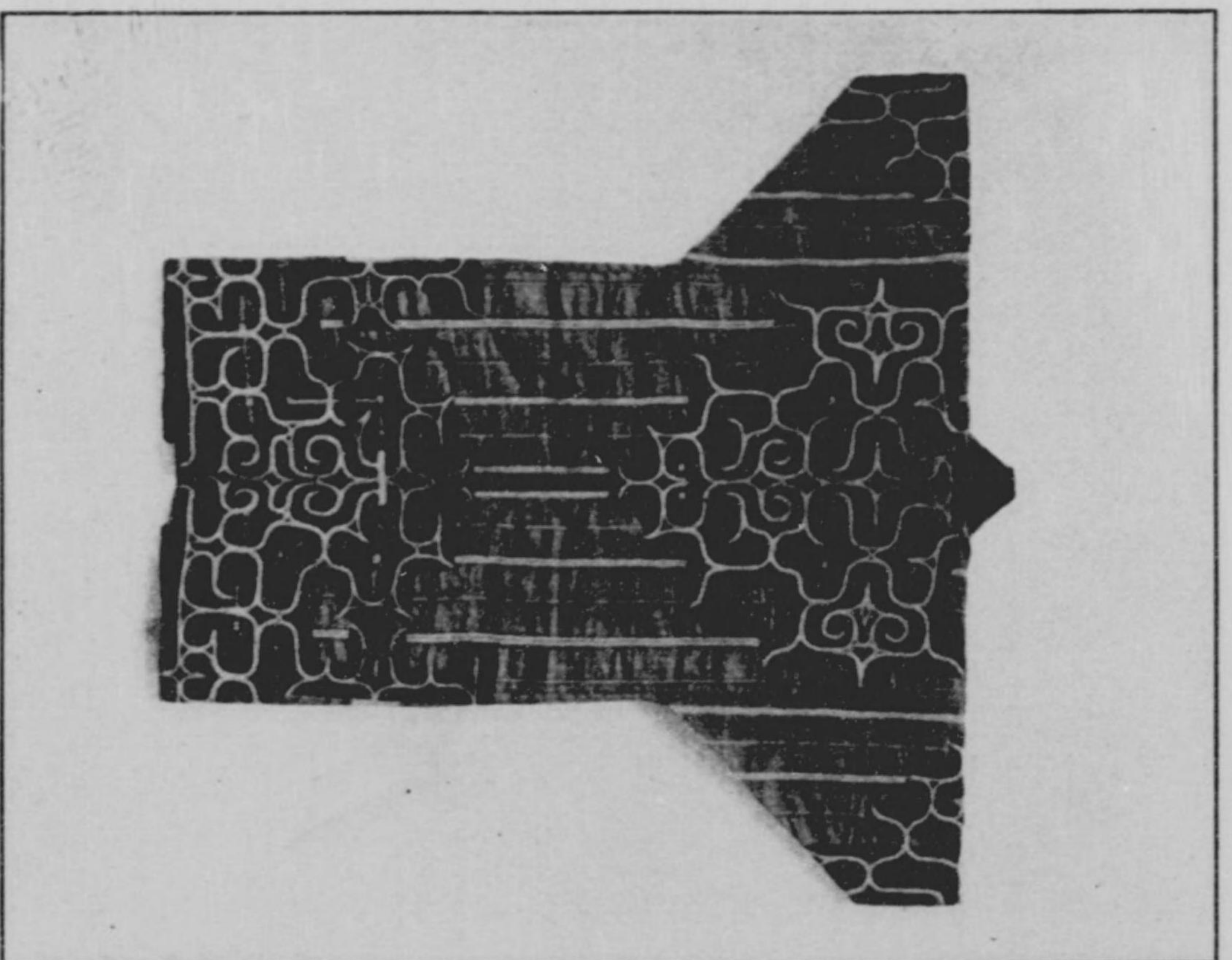
(前)

衣 繡



版 圖 一 十 第

司 厚



昭和五年七月二日印刷
昭和五年七月四日發行

(定價金參拾錢)

帝 室 博 物 館

東京市芝區今入町二六

印刷者 鈴木 安 二

東京市芝區今入町二六

印刷所 鈴木 印刷所



Blank white label on the left edge of the book cover.